

公益社団法人秦野市シルバー人材センター民間継続契約
等就業交代要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人秦野市シルバー人材センターの会員が民間継続契約等に就業するに当たり、その就業期間、就業年齢等について必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 この要領が対象とする業務は、原則として民間企業発注の定期的かつ継続的な業務とする。

ただし、発注者が自治体又は公共的団体等であるものは、公益社団法人秦野市シルバー人材センター施設管理就業交代要領の定めによる。

(就業期間等)

第3条 就業期間が10年に達した会員は、第4条に規定する就業期間の満了日をもって交代するものとする。

2 前項の規定により10年に達する会員及びその就業先の発注者に対して、交代日の3か月前までに通知するものとする。

また、交代が決定した場合は、交代日の1か月前までにその旨を通知しなければならない。

(就業期間の満了日)

第4条 就業期間の満了日は9月30日とする。

(就業年齢の取扱い)

第5条 就業する会員のうち、満80歳となった者については、その年度の末日をもって就業を終了するものとする。ただし、健康チェックシートに基づき、就業状況等を確認のうえ、次に掲げる各号のすべてを満たすと理事長が判断した場合は、この限りではない。

- (1) 健康で継続して就業することに支障がないと判断できる場合
- (2) 発注者の求める就業内容を確実に履行していると判断できる場合
- (3) 会員同士の共同作業に支障がないと判断できる場合

2 前項ただし書きの規定を適用した場合、理事長は理事会に報告するとともに、適用した会員に対して、毎年度、健康チェックシート

に基づく確認等を行い、就業の継続について判断しなければならない。

(発注者の意向)

第6条 第3条の規定にかかわらず、発注者から就業期間の延長または短縮の申し出があった場合は、就業者の状況を考慮したうえで、理事長が判断するものとする。

(新たに対象業務に就業する会員の要件)

第7条 新たに就業する者の選考に当たっては、発注者の意向を十分考慮しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会員の就業について必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則 (平成24年9月28日議案第12号)

- 1 この要領は、平成24年9月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 上記に関わらず、当要領施行時において、既に交代要件を満たしている会員は、平成25年9月30日をもって交代するものとする。

附 則 (平成27年6月26日議案第12号)

この要領は、平成27年6月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年8月17日議案第15号)

この要領は、平成30年8月17日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則 (令和4年6月24日議案第8号)

この要領は、令和4年6月24日から施行する。